

「平成 27～29 年度に愛媛県福祉総合支援センターが作成した〇〇に関する資料」部分開示決定

第 1 審査会の結論

平成 30 年 1 月 4 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求及び開示結果

審査請求人は、平成 29 年 11 月 7 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 27～29 年度に愛媛県福祉総合支援センターが作成した〇〇に関する資料」について個人情報開示請求を行った。

実施機関は、この開示請求に対し、平成 29 年 11 月 17 日付けで期間を平成 30 年 1 月 5 日まで延長した後、同年 1 月 4 日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

2 非開示とした部分及び理由

非開示とした部分は、「開示請求者以外の個人の職氏名、組織名、やり取りの一部、メールアドレス等」で、理由は、条例第 19 条第 2 項第 1 号、第 6 号又は第 7 号に該当、個人の権利利益を害するおそれ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるためである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 30 年 3 月 26 日及び 4 月 4 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し「個人名以外の全ての黒塗りの開示等」を求めて、計 12 通の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

No.	審査請求日	審査請求の趣旨及び理由（求める内容）
1	H30.3.26	個人名以外の全ての非開示部分の開示
2	〃	開示した個人情報の修正など、正しい個人情報の資料作成
3	H30.4.4	審査請求人が医療ネグレクトを受けた理由及び経緯
4	〃	カウンセラーに関する情報を調査せず放置した理由及び経緯
5	〃	医療に関する情報を削除している理由及び経緯
6	〃	保護者から得た情報を〇〇警察署と共有せず、同署に不適切な業務負担を与えた理由及び経緯

7	〃	審査請求人に係る虚偽の個人情報文書を作成した理由及び経緯
8	〃	不正な一時保護を行った理由及び経緯
9	〃	審査請求人に対し、通院・面会・登校・外出禁止を長期間実施した理由及び経緯
10	〃	保護者の考え方への問題点に対する助言・指導がない理由及び経緯
11	〃	一時保護の目的である観察が行われず、保護者への報告もない理由及び経緯
12	〃	保護者に対して不適切な報告等で一時保護を解除しようとした理由及び経緯

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 個人情報開示決定に係る個人情報の内容（以下「本件個人情報」という。）

H27～29 に愛媛県福祉総合支援センターが作成した審査請求人に関する次の個人情報

- ① 児童相談記録
- ② 相談受付・処理状況表
- ③ 虐待通告・相談受付票（平成 28 年 2 月 18 日受理分及び平成 28 年 2 月 22 日受理分）
- ④ 児童記録票（平成 28 年 5 月 13 日改整分、平成 28 年 7 月 13 日改整分及び平成 28 年 9 月 6 日改整分）
- ⑤ 社会診断所見票（平成 28 年 5 月 13 日調査分、平成 28 年 7 月 12 日調査分及び平成 28 年 9 月 6 日調査分）
- ⑥ 一時保護委託の通知（平成 28 年 8 月 4 日付け 28 福支第 750 号及び平成 28 年 9 月 12 日付け 28 福支第 932 号）
- ⑦ 一時保護解除の通知（平成 28 年 9 月 7 日付け 28 福支第 916 号及び平成 28 年 9 月 12 日付け 28 福支第 933 号）
- ⑧ 行動診断
- ⑨ 療育手帳判定所見
- ⑩ メール印刷

2 本件個人情報のうち非開示とした部分及び理由

(1) 開示対象者以外の個人情報（条例第 19 条第 2 項第 1 号）

ア 非開示とした部分

児童相談記録、虐待通告・相談受付票に記載されている氏名等の開示請求者及びその家族以外の個人に関する情報

イ 非開示とした理由

条例第 19 条第 2 項第 1 号ただし書きアの「法令等の規定により又は慣行として当該開示者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」及びイの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」のいずれにも該当すると認められないことから、非開示とした。

(2) 審議、検討又は協議に関する情報（条例第 19 条第 2 項第 6 号）

ア 非開示とした部分

児童相談記録、相談受付・処理状況表、虐待通告・相談受付票、児童記録票、社会診断所見票に記載されている個人名、関係機関名及び協議等の内容

イ 非開示とした理由

実施機関が、支援すべき世帯の状況を的確に把握し、その状況に応じた適切な支援を行うため、面接・相談内容、関係機関と意見交換や協議した内容、実施機関内部での検討内容やその経緯等に関する情報であり、開示することにより、請求者やその関係者から関係機関への圧力や干渉等が予想され、関係機関での業務の平穏が害され、又は、職員が萎縮することにより、必要とする情報の提供を拒まれたりするなど、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、非開示とした。

(3) 事務又は事業に関する情報（条例第 19 条第 2 項第 7 号）

ア 非開示とした部分

児童相談記録、相談受付・処理状況表、虐待通告・相談受付票、児童記録票、社会診断所見票、メールの印刷に記載されている個人名、関係機関名、協議等の内容及び職員のメールアドレス

イ 非開示とした理由

実施機関が、支援すべき世帯の状況を的確に把握し、その状況に応じた適切な支援を行うため、面接・相談内容、関係機関と意見交換や協議した内容、実施機関内部での検討内容やその経緯等に関する情報であり、開示することにより、請求者やその関係者から関係機関への圧力や干渉等が予想され、関係機関での業務の平穏が害され、又は、職員が萎縮することにより、必要とする情報の提供を拒まれたりするなど、関係者間の信頼関係を損なうおそれが認められ、その結果、実施機関における業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

また、職員のメールアドレスは業務で使用するものであり、開示すると大量かつ反復的にメールが職員に送信されるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められることから、非開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求書No.1の請求人の主張について、前記2のとおり、本件処分は適法になされており、他に不当な点もない。審査請求書No.2からNo.12までの審査請求の趣旨及び理由は、いずれも本件処分の違法不当を主張するものではなく、本件処分の適法性又は妥当性と関係のないものである。

第4 審査請求人の反論

審査請求人の反論の趣旨及び個人情報保護条例に基づく情報の開示又は非開示に関する主張は、おおむね次のとおりである。

1 実施機関の弁明に対する反論

(1) 反論書の趣旨

本反論書の目的は、本児の児童福祉の適切な実現のために、『弁明書』に記載されている『審査請求一覧』にある審査請求の目的、即ち、『一時保護に関する内容の開示・資料修正・理由及び経緯の解明等を進める事』にある。本児が受けた一時保護に関し、保護者は、『中立的立場の機関による事実関係の公平公正な精査の必要がある』と判断する。

弁明書には、『適法である旨』を記されている。違法である事は、実施機関に『児童福祉のために法的権限による命令が出来る事』である。したがって、『公的福祉ネグレクト』『公的医療ネグレクト』は適法ではない。また、実施機関は児童福祉のための行政機関であり、その職務として、本児の児童福祉の実現のために本児・保護者を適切に支援すべきである。しかし、実施機関は福祉司の不適切・不適當な情報による判断を行い、保護者の反対を法的権限により排除し、『一時保護』を強制実施した。その目的を『養護』としたが、その実態は『虐待対応』であり、かつ、一時保護中に本児に対し『公的福祉ネグレクト』『公的医療ネグレクト』を行った。その後、実施機関はこれら『公的ネグレクト』を認識していながら、無視・放置し現在に至る。

実施機関は、『公的福祉ネグレクト』を実施するための手法として、『保護者から提供された情報を個人情報に適切に記さない事』『保護者からの質問は無視・放置する事』『保護者との約束は一方向的に破棄し、説明も解決もしない事』等を、継続し続けた。かつ、実施機関は〇〇署等関係各機関と『保護者から提供された職務に必要な情報』を共有せず、実施機関が行う『公的福祉ネグレクトにとって都合のよい印象操作を目的とした情報』を積極的に提供する『公的情報ネグレクト』を実施した。

これらのことは、実施機関が作成した本児個人情報において、ねつ造・誇張・情報削除等が多数存在することからもわかる。そして実施機関は、保護者からの指摘も、現在まで無視・放置を続けている。かつ、保護者がしつこいかの如く『印象操作を目的とした捏造による情報操作』を。実施機関は一時保護解除後も行っている。

実施機関は、積み重ねた『公的情報ネグレクト』に基づき、法的権限によって、『養護』の一時保護の名目で、『虐待対応』及び『公的福祉ネグレクト』『公的医療ネグレクト』を実施した。また、実施機関は一時保護を解除した後、『観察結果』『支援計画』等の『養護』の一時保護の目的を実施しせず放置を続けている。加え、実施機関は一方向的な口約破棄も続けている。

また、公的情報インフラでありながら『メール不達』に関する保護者からの問・依頼すら実施機関は無視・放置を続け解決をしない。

即ち、現在に至るまで、保護者は、『本児は、実施機関により強制的に児童福祉を損なわれている。』と、判断している。以上のことにより、保護者は記載ある『本審査請求一覧』において、本児が実施機関より受けた『公的福祉ネグレクト』及び『公的医療ネグレクト』の根幹について、精査の必要がある事を報告する。

(2) 反論理由

実施機関が行った行為は、その事実反すること、事実未確認の事象が多数ある。未確認多数であることは、実施機関自ら個人情報に記載している。『事実の確認』および『実施機関による行政判断の根拠の確認』を1つずつ明確にする必要がある。したがって、一覧に記載されている内容についてはすべて開示及び回答しなければならない。

○ 審査請求書 No. 1 個人名以外の全ての非開示部分の開示

『29 福支第 1371 号』個人情報開示における p. 1 において、『管理できないネグレクト』であるとしている。これは『育児怠慢』『看護放棄』を指しているものと推測される。しかし、これらを含め記載内容のほとんどが塗潰しであるため、『情個審第 3 号通知に伴う反論書及び添付資料一式』に示した通り、内容審査できない。また、学校・隣人等からのその報告を受けてはいない。特に学校からの報告についてはそれらの内容に係ることにすら報告がない（県巡回等の通知など）。加え、実施機関・関係機関からのそれらの通知通告を受けてはいない。これに対して、保護者は可能な限り本児の『育児・看護』を行っており、それらに対して『怠慢・放棄』は全く行っていない。この後のケース会議以降においては『育児怠慢』『看護放棄』の文言に近い言葉は無くなり、その代わりに『医療ネグレクト』という文言に変わっている。

開示を求めているのは、一般個人名では無く、実施機関が本児および保護者家族に係る医療計画・保護計画等その過程における事務・連絡・協議・審議内容の公開、公人名・総合病院名等の公的機関名およびその対応方針決定根拠となる通報・連絡・協議・審議内容にある。特に当初の『管理できないネグレクト（育児怠慢・看護放棄）』から『医療ネグレクト』へとその通報内容が大きく変わった点は軽視できない。

なお、実施機関は個人情報であるにもかかわらず公的關係以外の他者への情報提供し、これら他者からの高圧的な記載もある。したがって、実施機関が個人情報を保護者の了解もなく提供することは明らかに公的關係機関等に関係する人物もしくは公人であると考えられる。

また、〇〇の信書には〇〇病院と実施機関の関係が伺え、〇〇福祉司が直接医療従事者に強く関与し、かつ〇〇はその関与を保護者に秘匿としている。これに対し実施機関担当課長は『〇〇に対しての紹介状依頼はしていない』と述べ、〇〇福祉司は病院関係に対して『違法な行為は行っていない』と答えている。なお、実施機関による〇〇病院を含めその聞き取りについては、保護者は一切知らされていない、かつ、その旨に同意していない。しかし経緯書には〇〇病院の記載があり、かつ〇〇病院からもその旨があったことの報告がある。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「平成 27～29 年度に愛媛県福祉総合支援センターが作成した審査請求人に関する資料」である。

本件処分において、実施機関が非開示とした部分及び理由は、①「開示請求者及びその家族以外の個人に関する情報」は、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 1 号に該当、②「個人名、関係機関名及び協議等の内容」は、開示することにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、さらに、実施機関における業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 6 号及び第 7 号に該当、③「職員のメールアドレスに関する情報」は、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号に該当するというものである。

これに対し、審査請求人は、「一時保護に関する理由や経緯の解明を進めるため」として、計12通の審査請求書を提出したところであるが、その内容は、実施機関の処分に基づき理由や経緯を質す内容に終始しており、審査請求書No.2～12の内容は、実施機関が主張するとおり、本件処分の適法性又は妥当性の判断とは無関係なものと考えられ、当審査会の守備範囲外と言わざるを得ないものであるが、審査請求人は、請求書No.1の「個人名以外の全ての非開示部分の開示」において、「実施機関の各過程における事務・連絡・協議・審議の内容」、「関係の公人名・総合病院名等の公的機関名およびその対応方針決定の根拠となる通報・連絡・協議・審議内容」の開示を求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 開示請求者及びその家族以外の個人に関する情報について

実施機関では、児童相談記録、虐待通告・相談受付票に記載されている氏名等の「開示請求者及びその家族以外の個人に関する情報」について、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第19条第2項第1号に該当するので非開示としたとしている。

当該情報については、審査請求人においても、開示を求める特段の主張はなされておらず、当審査会においても、本件公文書中に記載された「開示請求者及びその家族以外の個人に関する情報」については、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書きアの「法令等の規定により又は慣行として当該開示者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」及びイの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」のいずれにも該当すると認められないことから、非開示とした実施機関の決定は妥当なものと判断する。

(2) 個人名、関係機関名及び協議等の内容について

実施機関では、児童相談記録、相談受付・処理状況表、虐待通告・相談受付票、児童記録票、社会診断所見票に記載されている「個人名、関係機関名及び協議等の内容」について、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、さらに、実施機関における業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第19条第2項第6号及び第7号に該当するので非開示としたとしている。

これに対し、審査請求人は、「一時保護に関する理由や経緯の解明」を進めるため、「実施機関の各過程における事務・連絡・協議・審議の内容」、「関係の公人名・総合病院名等の公的機関名およびその対応方針決定の根拠となる通報・連絡・協議・審議内容」等、「個人名以外の全ての非開示部分」の開示を求めている。

当審査会において、本件処分において実施機関が非開示とした「児童相談記録、相談受付・処理状況表、虐待通告・相談受付票、児童記録票、社会診断所見票」に記載された「個人名、関係機関名及び協議等の内容」について見分したところ、当該情報が開示された場合、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、県や他の公共団体の内部や相互間における、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれが認められることから、条例第19条第2項第6号に該当する。

さらに、結果として、実施機関や各機関における業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれについても認められることから、条例第19条第2項第7号に該当する。なお、

同号には、開示しないものとして、県の機関の「相談等に係る業務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されており、児童相談所が作成する児童相談記録等が例示されているところである。

また、実施機関の説明によれば、児童相談記録、相談受付・処理状況表、虐待通告・相談受付票、児童記録票、社会診断所見票に記載されている「個人名、関係機関名及び協議等の内容」であっても、開示請求者及びその家族が周知していると考えられる部分については非開示とせず、開示したとのことであり、これらのことから、実施機関が条例第19条第2項第6号及び第7号に該当するとして非開示とした「個人名、関係機関名及び協議等の内容」については、妥当なものとして判断する。

(3) 職員のメールアドレスに関する情報について

実施機関では、メールの印刷に記載されている「職員のメールアドレスに関する情報」について、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第19条第2項第7号に該当するので非開示としたとしている。

審査請求人の主張に、当該情報の開示を求める具体的な記述はないが、「個人名以外の全ての非開示部分の開示」を求めていることから、審査会では、実施機関の決定の妥当性を検討する。

実施機関の説明によれば、職員のメールアドレスは業務で使用するものであり、開示すると大量かつ反復的にメールが職員に送信されるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められることから、非開示としたとのことであり、相当の理由が認められることから、審査会としては、実施機関の決定を妥当なものとして判断する。

3 まとめ

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年5月15日	諮問、実施機関から弁明書を受理
平成30年5月30日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
平成30年10月22日	審査会（第1回審議）
平成30年12月18日	審査会（第2回審議）
平成31年2月12日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	

